

# 高齢者

荒川区役所  
3802-3111(代)



## おとしよりなんでも相談窓口

高齢者に関する相談・情報の提供等を行っています。悩みごと、困ったこと等があれば、お気軽にご相談ください。

### ◎一般相談

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

問 おとしよりなんでも相談窓口  
(区役所2階高齢者福祉課内) ☎ 3802-4027

### ◎認知症・うつ専門相談

精神科医が高齢者の相談に応じます。

※利用前に、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください

問 高齢者福祉課介護予防事業係 (区役所2階)  
☎ 3802-4034

### ◎ものわすれ相談

認知症サポート医等が、お住まいの地域で相談に応じます。日程等は、区報等でお知らせします。  
(要予約)

### 問 地域包括支援センター

※所在地、電話番号は→P152

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者や家族の方の身近な相談窓口です。高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるようサポートします。

生活や介護等に心配や不安のある方、介護予防サービスを利用したい方は、お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

## 高齢者みまもりステーション

「高齢者みまもりステーション」は、荒川区から委託を受けた公的な相談機関です。

いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域の見守り拠点として、地域の関係機関（町会・自治会・民生委員等）と連携し、高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

特に高齢者のみ世帯や単身世帯等を中心に、見

守り等に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

高齢者みまもりネットワークへの登録は、各地区の高齢者みまもりステーションにお問い合わせください。

※所在地、電話番号は→P152

## 健康づくり

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操、健康講座を行っています。

問 健康推進課保健相談担当  
(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

## 介護予防

フレイルを予防し、いつまでも元気で自立した生活を営むために運動器機能の維持向上・低栄養予防・口腔保健・認知機能の低下予防等の講演会や教室を行っています。

問 高齢者福祉課介護予防事業係  
(区役所2階) ☎ 3802-4034

## 後期高齢者医療制度

75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方）が被保険者となります。

詳細は、→P63

## 介護保険

介護が必要になったら、介護保険の要介護認定を受けてください。

詳細は、→P64・65

問 介護保険課介護認定係 (区役所2階)  
☎ 3802-4038

高齢者

## ひとり暮らしの高齢者に

### ■高齢者みまもりネットワーク事業

区では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、見守りを希望する高齢者を登載した「高齢者みまもり名簿」を活用して、地域ぐるみで高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

#### ◎対象者

- ・65歳以上の世帯
- ・高齢者のみの世帯で、見守りが必要な方
- ・障がいを有する方と同居している、見守りが必要な方

※本事業に登録した方には、救急医療情報キットを配布します。

### 問 高齢者福祉課地域包括支援係（区役所2階）

☎ 内線 2676

## みまもりサービス

### ■緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者等が、急病等の緊急事態時に家庭内の専用機器のボタンを押すと、電話回線等を通じて事業者の受信センターに通報され、受信センターが119番通報するシステムです。

※条件により自己負担があります

### ■配食見守りサービス

自立生活に不安のある65歳以上の高齢者への支援の一環として、昼食の宅配を活用して見守りサービスを行っています。

※自己負担があります

### 問 高齢者福祉課高齢者福祉係（区役所2階）

☎ 3802-4027

### ■ふれあい電話

ひとり暮らしの高齢者等で、話し相手を希望する方に、交流や体調等の確認を行うため、電話による連絡を定期的に行います。希望する方はお申し込みください。

### 問 荒川区社会福祉協議会地域福祉支援係

☎ 3802-3338

## 日常生活への援助

### ■紙おむつ購入費の助成

寝たきりや認知症等で紙おむつを必要とする方に、紙おむつ購入券または紙おむつ代を助成します。申請月から対象となります。

#### ◎対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者（40～64歳）で、次のいずれかに該当する方

①要介護度4・5の方

②要介護度1～3で、認知症のある方

③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方

④身体障害者手帳の等級が1・2級の方

⑤愛の手帳の度数が1・2度の方

※介護保険施設に入所している方・生活保護を受給している方・「荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業」受給者は除く

※第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当する方

※住民税の課税状況により支給額が異なります

※1割の自己負担があります

### 問 高齢者福祉課高齢者福祉係（区役所2階）

☎ 3802-4027

### ■寝具乾燥消毒

介護保険の要介護4・5の認定を受けた在宅の65歳以上の方で、寝具乾燥が必要と認められる方の寝具を乾燥消毒します（要介護1～3の認定を受けた方は応相談）。

※自己負担があります

### ■高齢者入浴事業（ふろわり200）

区内在住の満65歳以上で希望する方に、区内にある公衆浴場を200円で利用できる高齢者入浴カード「ふろわり200」を支給します。

### ■理美容サービス券の支給

介護保険の要介護4・5の認定を受けた在宅の65歳以上で、希望する方に、自宅まで出張して理美容サービスが受けられる「理美容サービス券」を、年間6枚を限度として支給します。

※自己負担があります

### ■高齢者の補聴器購入費の助成

老人性難聴の方を対象に、補聴器購入の一部を助成します。購入前に必ずご相談ください。

#### ◎対象者

次のすべてに該当する方

・荒川区内に住所を有する満65歳以上の方

・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方

※障害者手帳を持っている方は、障害者福祉課へご相談ください

○助成上限額 72,450円

### ■高齢者自立支援用具給付事業

在宅で生活する65歳以上の方で、歩行または入浴が困難な方に対し、自立した生活を継続できるよう、シルバーカー、手すり（工事不要）、シャワーベンチ、浴室にすべり止めマットを給付します。

※要介護1～5の方は対象外です。ただし、シャワーベンチは要支援1・2の方も対象外です

※費用の1割の自己負担があります（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料です。）

**■交通安全つえの支給**

つえを利用しなければ歩行が困難な65歳以上の方に交通安全つえを支給します。

**問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)**

☎ 3802-4031

**住宅に関する助成制度****■高齢者住宅改修費の助成**

生活支援や介護が必要な高齢者の在宅生活の自立のために、居住する住宅の改修費を助成します。

**対象**

日常生活に支障がある65歳以上（一部は70歳以上）で、住宅改修が必要と認められる方

※必ず工事前に申請してください。既に工事を行った場合は対象外です。

※改修の項目によって要件や支給限度基準額が異なります。また、事前に訪問調査を行う場合があります

※新築やリフォーム、大規模な増改築工事、単なる老朽化や破損による修繕は対象外です

**問 介護保険課介護給付係 (区役所2階)**

☎ 3802-4952

**■高齢者住み替え家賃助成制度**

70歳以上の高齢者等が、良質で防災上にも優れた住宅に転居する場合や、取り壊し等により立ち退きを求められている場合に、転居後の家賃等の一部を助成します。住宅の条件等の要件がありますので、詳細は、お問い合わせください。

**■高齢者民間賃貸住宅入居支援**

連帯保証人を立てられないために民間賃貸住宅への転居または契約更新が困難になっている方が、区内の不動産店で賃貸契約を締結または契約更新し、保証会社の債務保証制度を利用した場合に、保証料の一部を助成します。（必ず事前にご相談ください）

**■高齢者住宅契約貸主助成**

高齢者世帯と賃貸借契約を交わした貸主が、借主の万が一の場合に備えて加入した補償保険の保険料を助成します。

**問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)**

☎ 3802-4027

**東京都シルバーパス**

70歳以上の都民は、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、都内民営バスに乗車できるシルバーパスを購入できます。詳細は、お問い合わせください。

**問 一般社団法人東京バス協会**

(シルバーパス専用電話) ☎ 5308-6950

**高齢者福祉週間行事・敬老祝い品等の支給**

高齢者の長寿をお祝いするため、敬老の日を中心として高齢者福祉週間行事を行っています。

また、数えで喜寿・米寿・白寿、満100歳以上の方に敬老祝い品等をお贈りします。

**問 高齢者福祉課高齢者福祉係 (区役所2階)**

☎ 3802-4031

**特別養護老人ホーム等**

高齢者のために、次の施設があります。

**■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）**

寝たきりや認知症等で、食事・排せつ等日常生活の大半を人の手助けが必要な高齢者のための施設で、区内に7か所あります。原則、要介護3以上の認定を受けた方が入所の対象です。

※所在地、電話番号は、→P152

**■都市型軽費老人ホーム**

荒川区に1年以上住民票を有する60歳以上の方で、自立した日常生活を営むことに不安がある方が対象の施設です。区内に6か所あります。

※所在地、電話番号は→P153

**■介護老人保健施設**

要介護1以上で病状が安定している方を対象に、在宅復帰を目指したりハビリや、介護、医療等のサービスを受けられる施設です。

**■介護医療院**

長期にわたり療養が必要な比較的重度の方が対象の施設です。医療や看護、介護、機能訓練等を一体的に提供する生活施設で、看取りやターミナルケアの機能を備えた施設もあります。

**問 高齢者福祉課地域包括支援係 (区役所2階)**

☎ 内線 2668

## 介護者の会

高齢者を介護している家族等を対象に、介護者サロンの紹介等を行っています。

**問 高齢者福祉課介護予防事業係**  
(区役所2階) ☎ 3802-4034

## オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の方やその家族、地域住民や医療介護・福祉の専門職等、誰もが参加でき、情報の交換や認知症の理解を深め、認知症の方等の支援を目的とした集いの場です。

**問 地域包括支援センター**

※所在地、電話番号は→P152

## 高年者クラブ

高齢者の生活を、健全で豊かなものにするため、社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業等の活動を行う団体です。60歳以上の方なら、誰でも入会できます。

**問 荒川区高年者クラブ連合会** ☎ 3805-5505

**問 高齢者福祉課高齢者福祉係** (区役所2階)  
☎ 3802-4027

## 地域パートナーの会

住民主体による地域介護予防活動団体、通称「地域パートナーの会」では、住み慣れた地域で健康に生活し続けられるよう、様々な活動を行っています。活動に参加したい方、新たな団体をつくりたい方は、お近くの地域包括支援センター生活支援コーディネーターにお問合せください。

**問 地域包括支援センター**

※所在地、電話番号は→P152

## あらかわ地域活動サロン ふらっと、フラット

シニア世代を中心とする区民の方を対象に、ボランティア・地域活動についての情報提供・相談・講座・活動サロン等の場を提供し、ボランティア活動や地域活動を推進しています。

**問 あらかわ地域活動サロン ふらっと、フラット**

荒川区荒川3-49-1 (生涯学習センター内)  
☎ 3891-8571

※月～金曜日、午後1時～7時 (祝日および年末始を除く。第1・3水・金曜日は午後1時～9時)

## 荒川老人福祉センター

60歳以上の高齢者の福祉増進を図ることを目的とした施設です。

施設では、高齢者の介護予防を促進し健康の増進や教養の向上のため、次の事業を実施しています。

- ・生活や健康等の相談
- ・各種教室、定例事業、公開講座
- ・脳卒中等後遺症の方等を対象にした集団リハビリ体操
- ・介護予防促進事業の「いこい室」・「娯楽室」事業や各種の体操
- ・各種行事や地域交流事業

**問 荒川老人福祉センター** ☎ 3802-1666

## ふれあい館・ひろば館事業

区内のふれあい館(15館)・一部のひろば館(6館)では、高齢者のために、健康の増進や教養を高めるための事業を実施しています。自由に来館して、カラオケや踊り等の趣味・レクリエーションを楽しんだり、くつろいだりできます。

※子ども向け事業は→P43

**場所** 石浜ふれあい館、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、汐入ふれあい館、峠田ふれあい館、三河島ひろば館、荒川六丁目ひろば館、荒川山吹ふれあい館、町屋ふれあい館、町屋二丁目ひろば館、荒木田ふれあい館、東尾久小沼ひろば館、東尾久本町通りふれあい館、尾久ふれあい館、西尾久みどりひろば館、西尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館、夕やけこやけふれあい館、ひぐらしふれあい館、諏訪台ひろば館、西日暮里ふれあい館

※所在地は→P149

### 実施日・実施時間

#### ○ふれあい館

- ・P149を参照し、各館にお問い合わせください
- ※年末年始のほか、館内整備のため、臨時休館する場合があります。

#### ○ひろば館

- ・月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

## いきいきワーク荒川(荒川区立授産場)

一般の企業に就職することが困難な60歳以上の方が通って仕事をする施設です。

→P112

## 公益社団法人荒川区シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者が活躍するために、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益社団法人です。

→P112